

香芝市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月26日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第24号

香芝市手数料条例の一部を改正する条例

香芝市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「戸籍の」を「戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の」に、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書」に改め、同表2の項中「戸籍」を「戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍」に改め、同表38の項を同表40の項とし、同表7の項から37の項までを2項ずつ繰り下げ、同表6の項中「受理した書類」の次に「の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「（昭和22年法律第224号）」を削り、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同項を同表7の項とし、同項の前に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及	除籍電子証明書提供用識別符号 1件につき700円
--	-----------------------------

び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。)	
---	--

別表４の項中「除かれた」を「戸籍法第１２条の２において準用する同法第１０条第１項若しくは第１０条の２第１項から第５項までの規定又は同法第１２６条の規定に基づく除かれた」に改め、同項を同表５の項とし、同表３の項中「除かれた戸籍の」を「戸籍法第１２条の２において準用する同法第１０条第１項若しくは第１０条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第１２６条の規定に基づく除かれた戸籍の」に、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「同法第１２０条第１項、第１２０条の２第１項若しくは第１２６条の規定に基づく除籍証明書」に改め、同項を同表４の項とし、同表２の項の次に次のように加える。

３ 戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証	戸籍電子証明書提供用識別符号 １件につき４００円
---	-----------------------------

明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。)	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。